

令和8年3月18日

各地区連合自治会・町内会会長 様

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部保土ヶ谷区地区委員会  
委員長 神部 浩

保土ヶ谷保護司会 会長 佐々木安恵

## 日本赤十字社会費および更生保護活動協力費への 募金活動にかかる協力について（依頼）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より地域福祉の推進につきまして多大なご理解ご協力をいただいたことに対して、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も令和8年5月から日本赤十字社会費および更生保護活動協力費の募金活動を予定しております。

各地区連合自治会・町内会会長におかれましては大変ご多忙の中、恐縮に存じますが、これまで同様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

募金活動に関する資材は、先月各自治会町内会長宛に依頼いたしました「日赤会費募集用資材調査」へのご回答に基づきまして、下記のスケジュールでご依頼と資材の発送をさせていただきます。

令和8年度も募金活動へのご協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

- 1 募集時期 令和8年5月（赤十字運動月間）を中心とする通年
- 2 今後の流れ（予定）
  - 4月17日（金） 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部  
保土ヶ谷区地区委員会
  - 4月20日（月）～ 日赤資材・更生保護活動協力費資材 同時発送
  - 4月24日（金） 保土ヶ谷保護司会総会

※総会での議決後、資材発送時に募金目安額をお知らせしておりますが、保護司会の総会は資材発送後のため、変更があった場合のみ改めて通知いたします。

### 【問い合わせ先】

保土ヶ谷区川辺町5-11かるがも3階  
保土ヶ谷区社会福祉協議会 三枝（みえだ）  
TEL：341-9876  
メール：h@shakyohodogaya.jp

「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について【情報提供】

## 1 事業の趣旨

(1) 新たな防災気象情報

令和 8年 5月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

(2) 気象警報等発表区域の細分化

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和 8年 5月下旬から、「北部」及び「南部」の 2 区域に細分化されて発表されることとなります。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】 本制度の開始について、ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合会の定例会等において、地域の皆様への周知にご協力をお願いします。

【単位会長】 定例会等での情報提供をお願いいたします。

## 3 概要

(1) 新たな防災気象情報

別紙のとおり

(2) 気象警報等発表区域の細分化

別紙のとおり

# 令和8年から 気象警報等が 大きく変わります。



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧)「大雨警報」

→ (新)「レベル3大雨警報」



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧)「土砂災害警戒情報」

→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

【お問い合わせ】

横浜市総務局緊急対策課 電話：045-671-2064/FAX：045-641-1677  
若しくは、最寄りの区役所総務課にお問い合わせください。

# 避難のタイミングは レベルで判断



災害が起きる前に何をすべきか、  
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

数日～  
1日前

**レベル1 早期注意情報** ・災害への心構えを一段高める

半日～  
数時間前

**レベル2 注意報** ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する  
・自らの避難行動を確認

数時間～  
3時間前

**レベル3 警報** ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**  
・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～  
0時間前

**レベル4 危険警報** ・**危険な場所から全員避難する**  
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害  
発生

**レベル5 特別警報** ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況  
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

## 気象警報等の発表区域が南北に分かれます。

POINT

なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していない場合があります。今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。

POINT

何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



# 令和8年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和8年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。  
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

## 特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

## 対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

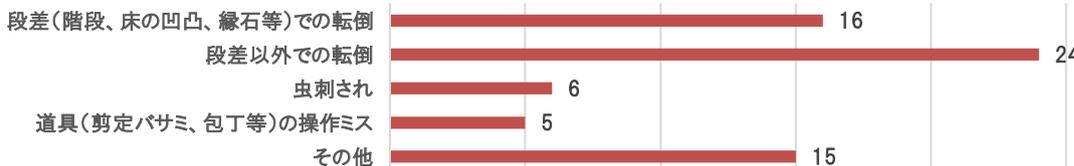
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

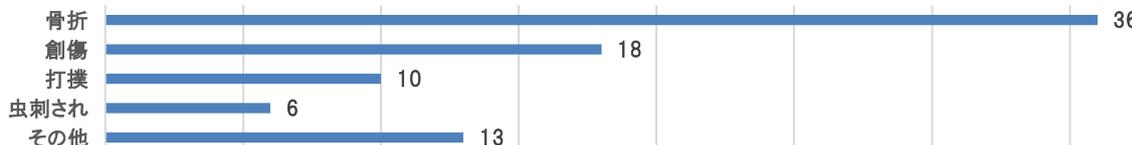
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

### 事故の原因は？

【傷害事故: 令和7年4月～令和7年12月】



### 負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

# 対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



## 次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**  
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動** (例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動** (交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為** (例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動 (例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動** (例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動** (賠償責任事故のみ対象となります)
  - ① 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者は対象になりません**。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
  - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
  - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

# 補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 <b>法律上の賠償責任を負った場合に</b> 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 <b>※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。</b>			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した <b>急激かつ偶然な外来事故(※)</b> によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ <b>医師のいる医療機関</b> で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

## ※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



## 支払いの対象とならない主な例

### ■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

### ■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

### ■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

# 事故が起こった際の手続き方法



## 1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

## 2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

## 3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

## 4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

## GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの発売開始日が決まりましたのでお知らせします。また、子どもたちの招待等についてもお知らせします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 入場チケットの販売開始（別添資料あり）

**販売開始日：令和 8 年 3 月 19 日(木)**

前売りチケットとして、お得な早割価格の 1 日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。

入場チケット（電子チケット）は、GREEN×EXPO 2027 チケットサイトを通じて販売します。

紙の入場チケットは、旅行代理店等のチケット販売事業者の店頭でご購入いただけるよう協会が手続きを進めています。詳細が決まり次第ご案内します。

※来場日時予約は、秋ごろから開始できるよう調整しています。

### 入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	<b>お得</b> 1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途 100 円 (税込み) をいただく予定です。)

#### 4 未来を担う子どもたちの招待

子どもたちが地球規模の課題を自分事として捉え、新たなグリーン社会への意識を高めるきっかけとします。

##### (1) 学校招待

環境問題や EXPO への興味・関心を高めるため、「事前の学び」を経たうえで、市立学校に通う児童・生徒を、校外学習等の一環などで招待します。

##### 【来場時期】2027年4月～6月

※市内の私立・県立・国立学校には、神奈川県の実業があります。

##### (2) こども招待

市内在住の満4～18歳の皆さんを、会期中1回招待します。

##### 【申込開始】2026年9月頃（予定）

※年齢は、2027年4月1日現在

※3歳以下は無料です。

なお、令和8年度予算の執行を伴う事業などは、市会での議決後に確定します。

#### 5 3月19日の開催1年前イベントについて【参考】

開催1年前となる3月19日（木）に、「GREEN×EXPO 2027 開催1年前発表会」を横浜市役所アトリウムにて開催します。

発表される内容については、4月の市連会でも情報提供します。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当 中島、橋本 電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp
--

## NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年2月20日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

# GREEN×EXPO 2027 の入場チケット 開催1年前の3月19日から前売り販売開始 ～公式チケットサイト、旅行代理店や各種プレイガイド等全国で取扱い～



©Expo 2027

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長: 筒井義信、所在地: 横浜市中区）は、開催1年前となる2026年3月19日（木）から、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの前売り販売を開始します。

前売りチケットとして、お得な早割価格の1日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。チケットは、当協会の公式チケットサイトのほか、旅行代理店や各種プレイガイド等で購入できます。

入場チケット販売開始日

2026年3月19日（木）

## 入場チケットの購入方法

入場チケットは、GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（以下、「公式チケットサイト」という。）を通じて販売します。

### 入場チケットの購入ステップ



この他、旅行代理店や各種プレイガイド等チケット販売事業者による販売も実施予定です。

また、入場チケットは、電子チケットのほか、紙チケット等もご用意予定です（追加料金が必要）。公式チケットサイトURLやチケット販売事業者など購入の詳細については、随時2027年国際園芸博覧会協会公式ホームページ内チケットインフォメーション（<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/>）などでお知らせします。

## 入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

（紙チケットを購入する場合は、別途100円（税込み）をいただく予定です。）

※年齢は2027年4月1日現在の満年齢です。ただし、3月中の入場については、2026年4月1日現在の満年齢を適用します。

※3歳以下の方は無料となります。(チケット無しで入場できます。)

## 本件に関するお問合せ先

### 【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）  
入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

### 【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター  
ticket-info@2027tkc.com

## GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロリーナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	<a href="https://expo2027yokohama.or.jp/">https://expo2027yokohama.or.jp/</a>



公式マスコットキャラクター  
「トウクントウク」

令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】・・・資料1
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】・・・資料2
- (3) LED防犯灯新規設置事業【継続】・・・資料3

4 備考

令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕 (3) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野 メール：<a href="mailto:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</a></p>	<p>(会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734 メール：<a href="mailto:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</a></p>
---	---

## 市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ先・申請先
<b>拡充</b> <b>地域防犯カメラ設置補助金</b>	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円 <b>※資料1参照</b>	4～7月末	区地域振興課
<b>例年同</b> <b>自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金</b>	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり <b>※資料2参照</b>	4～10月末 事務委託事業者	【4月1日～】 横浜市住宅供給公社 (予定) 電話 045-451-7740
<b>例年同</b> <b>地域活動推進費補助金</b>  <b>※ポータル申請可</b>	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
<b>例年同</b> <b>地域防犯灯維持管理費補助金</b> <b>※ポータル申請可</b>	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	区地域振興課
<b>例年同</b> <b>自治会町内会館整備費補助金</b>	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	<b>※9年度整備に向けた事前申出</b> 4～6月（予定）	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
<b>例年同</b> <b>町の防災組織活動費補助金</b> <b>※ポータル申請可</b>	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月 区総務課	区総務課 （区連会にて案内）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設 **※資料3参照**  
（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

※ポータル申請可：自治会町内会ポータルでオンライン申請が可能です。

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

## 令和 8 年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

## 1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和 8 年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

## 2 制度の概要

## (1) 申請書及び添付書類の提出期限

**令和 8 年 7 月 31 日（金）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・各区地域振興課
- ・横浜市ホームページ（3月下旬頃、公表予定）



## (2) 申請書類提出先

- ・各区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・収支計算書（第 2 号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

## (3) 補助金交付までのスケジュール

令和 8 年 3 月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得</li> <li>・関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)</li> </ul>
7 月 31 日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出</li> </ul>
10 月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。</li> </ul>
令和 9 年 1 月中旬まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出</li> </ul>
3 月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付</li> </ul>

#### (4) 補助条件等

##### ① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

##### ② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

##### ③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
  - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

##### ④ 補助内容

防犯カメラ 1 台につき補助対象経費の 10 分の 9  
補助上限額：280,000 円

##### ⑤ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

### 【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



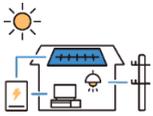
横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



# 4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限10月末／**予算上限に達し次第、受付終了**

会館への  
LED 照明・  
省エネエアコン・  
太陽光発電設備等  
の設置に補助  
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ  
自治会町内会の  
半数以上にご利用  
いただいています！

「8年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



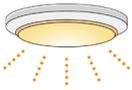
公開しました

💡 蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLEDへの交換をご検討ください。

## ■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

## ■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 <b>60万円</b></p> <p><b>省エネ性能</b> ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 <b>130万円</b></p> <p><b>省エネ性能</b> ★★★★☆2.4</p> <p>家庭用 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	   <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で <b>200万円</b></p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

## ■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

## ■[4/1～] 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

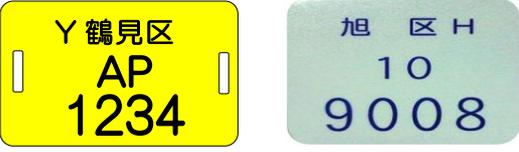
受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ  
Eメール、郵送、公社窓口にて持参(予約  
制)

※本補助金の実施は、令和8年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

## (1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

**【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】**

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

## (2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

### ～暗がり解消に向けて～

**令和8年度から、暗がり解消事業を開始します。**

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム（GIS）で解析し、市（区）からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

### ① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500 灯（電柱共架型）36 灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

### ② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。  
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

### ③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

## （3）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



**【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】**

**大変危険ですので絶対に近づかず**、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

## 【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

・ 保土ヶ谷区地域振興課 電話045-334-6302

・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

### ■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

\* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

### 【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

## (4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポールを発見した際は、情報提供下さいますようお願いいたします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限りです。

LED防犯灯事業の市ホームページは

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

## 自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

令和 7 年 11 月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。  
負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 内容

#### (1) 自治会町内会の運営課題と工夫

令和 7 年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。

#### (2) 事例紹介※11 月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

##### 事例 1 中区 本牧大鳥自治会

「人が動きたくなくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

##### 事例 2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」～PayPay を活用した集金事例～

##### 事例 3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

#### (3) 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介



### 4 公開先 URL

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu\\_sokushin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html)

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

### 5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例 1～3 については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

## 自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

### 1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会町内会ポータルへの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

#### (1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

#### (2) オンライン申請可能な項目

##### ① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

##### ② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

##### ③ 委嘱委員の推薦届出

##### ④ 防犯灯新設・移設に係る申請

### 4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルへのホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4 月 1 日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】

【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>



【裏面あり】

## 5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

### (1) 電話番号

045-577-4295

### (2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

# 保土ヶ谷区の治安状況

## 1 犯罪発生状況

### (1) 月別発生数 (単位：件)

	総数	1月	2月
		発生数	発生数
令和8年	139	72	67
令和7年	116	68	48

\* 数字はいずれも暫定値です。

### (2) 罪種別発生数 (単位：件)

	罪種	わいせつ事犯		空き巣		自動車盗		オートバイ盗		自転車盗		車上ねらい		部品ねらい		万引き	
		1~2月	2月	1~2月	2月	1~2月	2月	1~2月	2月	1~2月	2月	1~2月	2月	1~2月	2月	1~2月	2月
令和8年	72	0	0	1	1	0	0	10	6	18	8	10	4	13	4	9	5
令和7年	68	0	0	3	0	4	3	2	2	36	13	1	1	11	7	11	5

### (3) 特殊詐欺発生状況

	発生数		被害額	
	1月~2月	2月	1月~2月	2月
令和8年	15件	5件	1億 3,107万円	1,396万円
令和7年	5件	4件	120万円	120万円

### (4) SNS型ロマンス詐欺発生状況

	発生数		被害額	
	1月~2月	2月	1月~2月	2月
令和8年	8件	5件	1億 6,758万円	8,767万円
令和7年	2件	2件	621万円	621万円

- 騙しの電話は携帯電話にもかかってきます。
- 留守番電話の常時設定、国際電話の不取扱いの申込みをしましょう。

## 2 交通事故発生状況

		1月~2月	2月
令和8年	発生数	49 件	26 件
	死者数	1 人	1 人
	負傷者数	55 人	28 件
令和7年	発生数	57 件	26 件
	死者数	1 人	1 人
	負傷者数	75 件	33 件

- ・ 今年2月末の県内の死者数 26人  
(前年比-7人)
- ・ 全国ワースト2位



保土ヶ谷警察署マスコットキャラクター  
「ほどびょん」

## 3 地区別特殊詐欺・人身交通事故発生状況 (2月末累計) ※( )内は2月の件数

	保土	保南	保中	保東	保西	新桜	権境	岩井	岩間	中央	中東	和釜	上里	常盤	川東	仏向	川島	西谷	上新	上菅	他	合計
特殊詐欺	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (5)
人身交通事故	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (2)	0 (0)	3 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	3 (2)	0 (0)	3 (3)	2 (2)	1 (0)	22 (11)	49 (26)

## 第5期 保土ヶ谷ほっとなまちづくり(保土ヶ谷区地域福祉保健計画)について

誰もが安心して暮らせるように、様々な人や団体がつながり、支えあって、身近な地域をより良くしていくことを目的に、「第5期 保土ヶ谷ほっとなまちづくり(保土ヶ谷区地域福祉保健計画)」を策定しました。



計画冊子

基本理念、3つのテーマ、大切にしている視点、目指すまちの姿と取組例、計画の進め方等をまとめた、計画全体が分かる冊子



かんたんガイド

3ステップでほっとなまちづくりが分かるパンフレット



地区別計画

地区社会福祉協議会のエリアごとに、区民の皆様が中心となって検討を重ね作成した、地域の特徴を生かした計画

### 地域福祉保健計画キャラクターちふくちゃん（保土ヶ谷区版）

ちふくちゃんを地域でも広報物等にぜひご活用ください。(全 20 種類)

#### 【ルール】

○ 原則、どなたでも自由に使用できます。

申請は不要です。

・保土ヶ谷ほっとなまちづくりに関する事業・取組、区民の皆様や団体の地域活動などで使用する  
場合

・非販売目的かつ非営利目的使用で、印刷物またはインターネット上表示に使用する場合

・セリフ・メッセージ等を付ける場合は、優しい言葉遣いを使用してください。

・イラストを使用することによって第三者との間で紛争が生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、保土ヶ谷区は責任の一切を負いません(商標権に関する紛争も含む)

○ 使用料：無料



○ 使用条件

次のいずれかに該当する場合は使用できません。

- 横浜市及び保土ヶ谷区の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を横浜市及び保土ヶ谷区が支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- そのほか使用目的に鑑みて不適當であると保土ヶ谷区長が認めるとき。

○ 営利目的での使用

営利目的での使用の場合には、電話またはメールによる**事前連絡が必要**です。

以下の例を参考にご検討ください。

なお、内容を踏まえて、使用をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 商品やパッケージに印字して販売
- デザインを使用した印刷物を販売
- 商品を宣伝するためのチラシに印刷して無料配布
- 商品を宣伝するための WEB ページに表示

【データ】

区ホームページからダウンロードができます。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/kenko-iryo-fukushi/fukushi\\_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/5th/promotion.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/5th/promotion.html)



各地区連合町内会長 様  
各自治会町内会長 様

保土ヶ谷区地域振興課長  
区政推進課長

## 自治会町内会におけるデジタル活用の推進について

### 1 趣旨

保土ヶ谷区では、令和 8 年度も引き続き地域の活動を広く伝える情報伝達ツールアプリやホームページ（以下、「情報伝達アプリ」という）の導入に係る費用の補助を実施します。

また、自治会町内会のデジタル化の情報や取組事例を紹介する地域力通信 Vol.6 を発行します。

### 2 保土ヶ谷区情報伝達ツールアプリ導入補助金について

#### (1) 受付期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

#### (2) 補助対象

情報伝達アプリの導入等に係る費用を補助します。補助の対象となるのは、アプリやホームページの利用に係る令和 9 年 3 月分までの料金となります。

（詳細は、チラシをご確認ください。）

※ ハード機器の購入経費、経費の内訳と支払の証拠等が確認できない経費、国、他自治体、本市の他の補助金等を充当している経費は対象外です

#### (3) 補助金額

上限 3 万円（補助率 10 割）

#### (4) 申請方法

ホームページから、申請書、事業計画書、収支予算書の 3 点をダウンロードし、必要事項を記入の上、いずれかの方法により保土ヶ谷区地域振興課地域力推進担当まで提出してください。

ア メール [ho-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp](mailto:ho-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp)

イ 窓口または郵送 〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町 2-9



保土ヶ谷区デジタル 検索

### 3 地域力通信 Vol. 6 の発行について

Vol. 6 では、地域のつながり・支えあいを推進する取組として、川島東部地区の「かわしまユースボランティアセミナー」をご紹介します。また、裏面では、2 月に開催した「自治会町内会向け デジタル活用交流勉強会」の様子をご紹介します。

担当 保土ヶ谷区地域振興課 平野  
電話 045-334-6380  
FAX 045-332-7409  
E-mail [ho-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp](mailto:ho-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp)

デジタルの力で自治会活動を効率化したい！  
若い人向けに自治会の活動を発信したい！

令和8年度

情報伝達ツールアプリを導入してみませんか？

# 保土ヶ谷区情報伝達 ツールアプリ導入補助金

10割補助  
上限  
3  
万円

自治会町内会における事務処理の効率化や情報伝達の円滑化を目的とした  
情報伝達ツールアプリ、ホームページの導入等に係る費用を補助します！  
この機会にデジタル回覧板やホームページでの広報を始めてみませんか？

**対象団体** 地区連合町内会、自治会町内会

**申請期限** 令和8年12月25日金まで



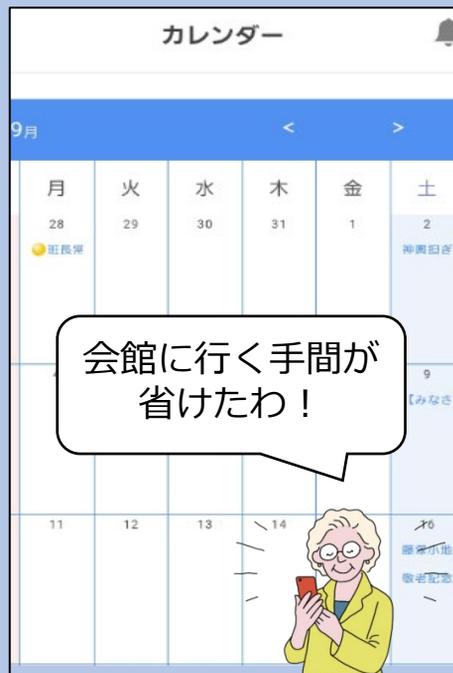
ホームページはコチラ

## 情報伝達ツールアプリの活用イメージ ※使用するアプリにより異なります

活動の共有

自治会員向け情報の発信

会館利用状況等の共有



**補助の対象になる主な経費**

- ・ 初期費用 : アプリやホームページによっては始める時に費用がかかることがあります
- ・ 基本料金 : 例) 月額使用料、サイト利用料
- ・ システム利用料 : 基本料金とは別にシステムを利用するための料金がかかることがあります
- ・ その他 : オプションで追加機能をつける場合の料金

**補助の対象にならない経費**

- ・ 情報伝達ツールアプリ利用に関する機器の費用  
例) Wi-Fiの導入費用、スマホ・タブレットの購入費用
- ・ 経費の内訳と支払の証拠等が確認できないもの
- ・ 国、他自治体、本市の他の補助金等を受けている経費

**補助対象期間** 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
(申請時点で既に契約しているものについても対象)

**必要書類**

ホームページから以下の様式をダウンロードし、記入してください(記載例もあります)

- ① 申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書



保土ヶ谷区 デジタル

検索

**申請期間**

令和8年12月25日(金)まで

※ 応募状況により期限前に終了することがあります。

**提出方法**

いずれかの方法により、保土ヶ谷区地域振興課  
地域力推進担当までご提出ください。

- ① メール  
[ho-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp](mailto:ho-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp)
- ② 窓口または郵送  
〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9

※ 本制度による申請は、1団体につき12か月までです。

例) 令和8年1~3月まで補助を受けた場合

→令和8年4~12月まで申請が可能(計12か月)

**お問合せ**

保土ヶ谷区地域振興課 地域力推進担当

電話 045-334-6380



保土ヶ谷のつながり・支えあいを紹介します

川島東部地区

## かわしまユースボランティアセミナー

— “地域の担い手” を次世代へ —

これまで、地域の活動には大人や小さいお子さんと保護者の方は参加していますが、中学生から大学生はほとんど参加しておらず、意見を聞く機会もありませんでした。

そこで、“これから地域を支える若い人たちに川島東部をもっと知ってほしい” そんな思いから若い世代が地域に関心を持つきっかけづくりとして、この取り組みを昨年度から始めました。

〈参加者〉

中学生：3名  
高校生：6名

### 《ユースボランティアセミナー》

今年度から川島地域ケアプラザとの共催となり、エリア内の川島原地区社協、西谷地区社協にもご協力いただき、全8回開催しました。

仲間づくりに加え、セミナーに参加した成果を出せるようなプログラムを考え、最後に地域の文化祭でのイベントをみんなで作り上げました。



中心となって運営された  
川島東部地区社協事務局長  
野澤 澄夫氏（左）  
川島地域ケアプラザ  
濱田 妙子氏（右）

《今後についてお聞きました！》

「つながりが途切れないよう、OB会を開きたい」（野澤さん）  
「子ども食堂など、活躍できる場につなげられるといいな」（濱田さん）



中学生・高校生が作成したポスター



みんなでアイデア出し

### 《主催された地域の皆さんの感想》

- ・こども達の発想、アイデアは、大人とは違ってとても新鮮だった。
- ・中学生・高校生の力を大人が見て体験する機会となった。
- ・大人は口出ししないで、子どもの自由な発想でやりたいことを実現することが大切。



川島文化祭（11月30日開催）で出店した「かわしまアソート縁日」は大盛況！

自分たちで作上げたイベントで、地域の人たちが喜んでくれてすごく嬉しかった！

今まで接することがなかった世代と接することができてよかった！



参加された皆さん



# 「自治会町内会向け デジタル活用交流勉強会」開催しました！

2月7日（土）に、自治会の方の関心が高い「LINE公式アカウント」をテーマに、交流勉強会を開催しました。選挙の前日となりましたが、寒い中たくさんの方にご参加いただきました。当日は、地域の方の声をぜひ伺いたいと、LINEヤフー（株）さんも参加され、大変盛り上がりました♪

参加者：17名  
10自治会町内会  
LINEヤフー（株）



## 専門家のプチ講座

(株) LOCAL JAPAN  
頼 栄明 氏

- 導入の目的をしっかりと決めることが大切！
- 個人情報収集・発信しないようにしましょう
- 発信するときは著作権と肖像権に要注意
- 発信する前にもう一度内容を確認！

## ワークショップ



### 《こんな話題で盛り上がりました！》

- 有料化するにあたっての費用対効果は？  
→無料の範囲でできることも多いが、有料に移行した自治会からは、さらに効果的になった、という意見がありました。
- 登録者を増やすにはどうすればいい？  
→回覧用のちらしで、登録用の二次元コードをお知らせ。登録すると「何ができるか」を知らせることが重要です！

### 《これからこんなことをやっていきたい》

- 集金をデジタル化させたい！
- 防災情報を発信したい！
- 音声でも発信したい！
- などなど

### 《自分たちの自治会ではこんな使い方をしています》

- お祭りのスタッフの募集、何人も集まりました！
- 役員会の議題を事前に配信、会議がスムーズに
- 運営の引継ぎがしやすいよう、あえて簡易的な機能に

## LINEヤフー（株）に聞いてみよう！

LINEを運用しているLINEヤフー（株）さんに直接質問できる貴重な機会！運用についての疑問、こんな機能あったらいいな、などたくさんの質問や希望が飛び交いました。

公式LINEアカウントを活用している自治会の事例を集めた「LINE活用事例集」を作成しています。要チェック！！



↑LINE活用事例集

## お知らせ



**よこむすび**  
横浜地域活動・ボランティア情報サイト

保土ヶ谷区で始まります。

スマートフォンやパソコンで、地域のイベントやボランティア情報を手軽に検索できるサイト「よこむすび」に、保土ヶ谷区情報の掲載が始まりました！区内で活動する自治会・町内会や各種団体の情報、参加できるイベントやボランティア情報を紹介しています。



↑よこむすび



各地区連合町内会長 様  
各自治会町内会長 様

地 域 振 興 課 長

## 令和 8 年度 自治会町内会現況届等の提出について

令和 8 年度の各自治会町内会及び各地区連合町内会の現況把握のため、次の書類の提出をお願いします。

### 1 提出書類及び提出期限

提出書類	提出期限
自治会町内会現況届	令和 8 年 5 月 7 日 (木)
口座振替依頼書	令和 8 年 6 月 30 日 (火)

※「自治会町内会現況届」が、総会日程の関係で提出期限までにご提出いただけない場合は、区役所に連絡の上、総会后すみやかにご提出ください。

※「口座振替依頼書」は、地域活動推進費補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）及び町の防災組織活動費補助金の振込先となります。

※ 4 月末配送の「広報よこはま 5 月号」、回覧物・掲示物等の配送先が変更になる場合は、4 月 10 日（金）までに現況届をご提出ください。

広報よこはま：区政推進課広報相談係 電話：334-6221

回覧物・掲示物：地域振興課地域活動係 電話：334-6302

### 2 提出方法

下記提出先に直接お持ちいただくか、郵送、FAX、Eメールまたは自治会町内会ポータルでご提出ください。

ただし、口座振替依頼書は、口座名義人が会長（代表者）以外の場合は、押印の上、原本を窓口または郵送でご提出ください。

各様式は保土ヶ谷区連合町内会長連絡会のHPよりダウンロードいただけます。

(<https://hodogaya-kurenkai.jp/download/>)

### 3 提出先

〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2 - 9

保土ヶ谷区役所地域振興課地域活動係（区役所本館 2 階 24 番窓口）

担当：加藤、小野澤 TEL:334-6302/FAX:332-7409

提出用 Eメールアドレス：ho-jichikai@city.yokohama.lg.jp

### 4 その他

ご提出いただいた情報は、市政及び区政の事業推進のために、市の関係機関へ提供する場合があります。

裏面あり

(参考) 保土ヶ谷区自治会町内会長の個人情報にかかる取り扱いについて

## 1 会長の氏名の取り扱い

会長の氏名は自治会町内会の代表者として、対外的に公にされていることから、照会元に関わらず照会があった場合には、情報を提供します。

## 2 会長の住所・電話番号・FAX・Eメールアドレス

### (1) 基本的な取り扱い

会長の住所・電話番号等については、個人情報保護の観点から、原則、照会に対して情報は提供しません。

(ただし、法人格をもった団体は、会長の住所のみ情報を提供します。)

### (2) 例外的な取り扱い

自治会町内会の活動が住民福祉の向上や地域の連帯意識の高揚などを目的としていることから、以下に示すような公益上必要と認められる場合、又は自治会町内会にとって必要と認められる場合は、必要な情報を提供します。

#### ア 各行政機関等

国・県・市の行政機関や市の外郭団体、区社協などの公共的団体及び議員などから要請があり、公益的な業務を執行するうえで必要と認められる場合に、必要な情報を提供します。

#### イ 工事関係者

自治会町内会の区域内の工事等のため、当該工事関係者から照会があり、自治会町内会にとって必要と認められる場合(例:道路や水道、電気、ガス、電話関係、開発事業等の工事の周知・調整 など)に、会長の住所・電話番号等を提供します。

#### ウ 区民又は不動産会社等

区民から自治会町内会への加入に関する問合せがあった場合、又は、不動産会社等から、自治会町内会の連絡先や、ごみ集積場所、資源集団回収等について、入居者や不動産購入者への説明のため情報提供の要請があった場合、現況届の「自治会町内会への加入等に関する問合せ先」欄に記載された情報を提供します。

なお、空欄の場合は、当該自治会町内会の会長に情報提供の許諾を求めた上で、会長の住所・電話番号を提供します。

#### エ その他

情報を提供することが自治会町内会にとって必要と思われる場合(例:地域活動団体からの照会など)、当該自治会町内会の会長に情報提供の許諾を求めた上で、会長の住所・電話番号を提供します。

## 令和8年度 地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金について

### 1 概要

#### (1) 地域活動推進費補助金

交付先団体	補助対象経費	補助率	補助限度額等
自治会町内会	活動費（事務費及び事業費）	3分の1	900円×加入世帯数 ※
地区連合町内会	活動費（事務費及び事業費）	3分の3	12万円（基礎的支援費）
		（補助対象経費－基礎的支援費）×3分の1	170円×加入世帯数＋5万円

※「加入世帯数」は、毎年4月1日を基準日とします。

※「加入世帯数」は「現況届」で確認（地区連合は地区加入全単会の現況届加入世帯数の合計）

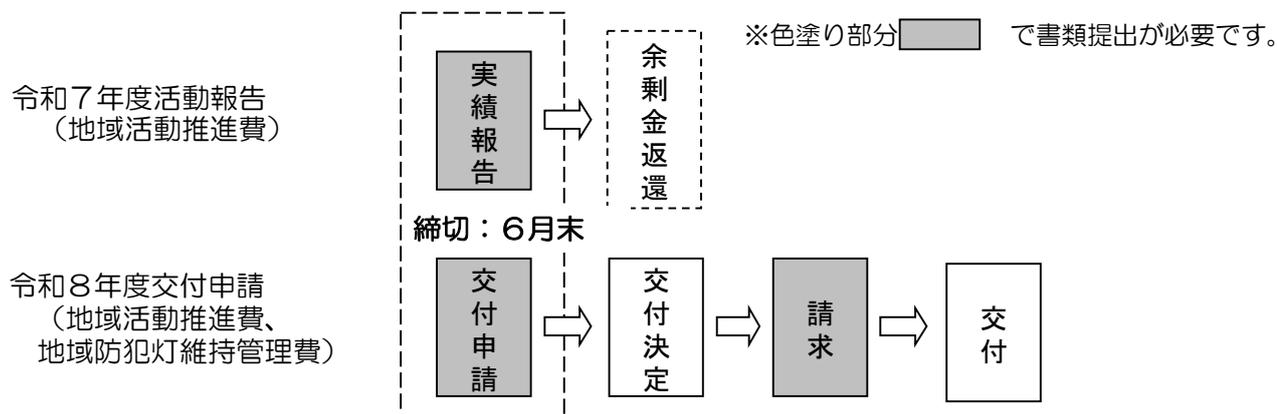
#### (2) 地域防犯灯維持管理費補助金

補助金額	防犯灯としての要件を満たす防犯灯1灯あたり2,200円（年額）
------	---------------------------------

※4月分電気料金の支払いと灯数を証するものが必要です。

### 2 申請手続き等について

#### (1) 手続きの流れ



#### (2) 受付期間

令和8年4月1日（水）から6月30日（火）まで

### (3) 申請書類等

申請事務の手引書（地域活動推進費補助金、地域防犯灯維持管理費補助金）については、3月末頃に保土ヶ谷区地域振興課から各自治会町内会長宛に郵送します。

令和8年度申請時には7年度の活動実績報告として①事業実績報告書と②収支決算書をご提出いただきます。活動実績報告にあたっては、1件の支払い金額が10万円以上の支出がある場合には、その領収書その他支出を証する書類の写しを添付してください（公共料金の支出は除きます。）。

また、1件の金額が100万円以上になると見込まれる支出については、市内事業者による入札または2者以上から見積書を徴収することが必要となりますので、上記の書類に加え、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写しを添付してください。

なお、予算書、決算書の摘要欄（支出の内訳）については、具体的にご記入くださいますようお願いいたします。（記載がない場合、補足資料の提出等をお願いする場合があります。）

### (4) 申請書のダウンロードについて

保土ヶ谷区連合町内会長連絡会のホームページ内に各種申請書類等のダウンロード用のページがあります。

データで作業される場合は、下記のアドレスより、書類をダウンロードしてお使いください。

（申請書ダウンロード用ページ）<https://hodogaya-kurenkai.jp/download/>

※3月末に会長宛に書類を郵送する時期に更新します。



### (5) 申請書作成業務説明会について

申請書の記載方法に関する説明会を開催します。

日程は、5月11日（月）と6月6日（土）の2回で、同一の内容にて実施する予定です。

出席を希望される方は、後日お送りする申込書にて申し込んでください。

※ 令和8年度予算案は現在市会で審議中であり、この内容は議決をもって確定となります。

問合せ・提出先

保土ヶ谷区地域振興課地域活動係  
担当:加藤、小野澤 電話 334-6302

## 令和 8 年度 町の防災組織活動費補助金の交付申請等について

### 1 事業概要

自治会町内会等の「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の活動を支援するため、1 世帯あたり 160 円の活動費を補助します。

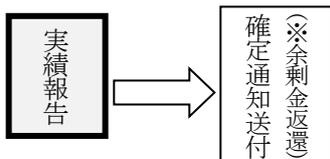
※補助対象世帯数は、令和 8 年 4 月 1 日現在の広報よこはま配布部数を上限とします。

### 2 申請手続き等について

(1) 手続きの流れ 太枠部分  で書類提出が必要です。

ア 令和 7 年度実績報告

令和 8 年 4 月～6 月

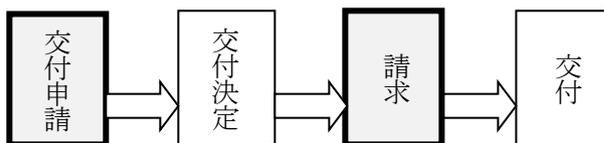


【※余剰金が生じた場合】  
 令和 7 年度実績で余剰金が生じた場合、返還確認後に交付決定となります。

イ 令和 8 年度交付申請

令和 8 年 4 月～6 月

6 月以降～



(2) 手続きに必要な書類

手続きの種類	必要な書類
令和 7 年度に補助金の交付を受けた自治会町内会等	(1) <b>実績報告書</b> (2) 事業報告書(※) (3) 収支決算書(※)
令和 8 年度に補助金の交付を申請する自治会町内会等	(1) <b>交付申請書</b> (2) 事業計画書(※) (3) 収支予算書(※)

(※)の書類は自治会町内会の総会等で承認を得たもので、「地域活動推進費」の申請で、区役所地域振興課に提出済みの場合は不要です。

(3) 受付期間 **令和 8 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで※**

※提出が遅れる団体があると、当補助金交付事務全体に遅れが生じてしまいますので、**期限厳守**のご協力をお願いいたします。

(4) 提出先 保土ケ谷区総務課庶務係防災担当

(5) 提出方法  
 ① 総務課窓口、ご郵送 (〒240-0001 保土ケ谷区川辺町 2-9 総務課)  
 ② メール ([ho-saigai@city.yokohama.lg.jp](mailto:ho-saigai@city.yokohama.lg.jp))  
 ③ 自治会町内会ポータル

### 3 書類作成方法

書類作成の際には「町の防災組織活動費補助金事務の手引き」をご参考にご記入ください。

**申請書類及び手引き等につきましては、3 月末頃に区役所から郵送でお送りします。**

※令和 8 年度予算案は現在市会で審議中であり、議決をもって確定となります。

担当：庶務係 板倉、小池  
 電話：045-334-6203

令和 8 年度 保土ヶ谷区連合町内会長連絡会定例会の開催日について

定例会	開催日	開始時間	会場	備考
4 月	4 月 17 日 (金)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
5 月	5 月 18 日 (月)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
6 月	6 月 18 日 (木)	午後 3 時	区役所 地下会議室	歓送迎会
7 月	7 月 17 日 (金)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
8 月	休会	—		
9 月	9 月 18 日 (金)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
10 月	10 月 19 日 (月)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
11 月	11 月 18 日 (水)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
12 月	休会	—		
1 月	1 月 18 日 (月)	午後 3 時	区役所 地下会議室	新年会
2 月	2 月 18 日 (木)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
3 月	3 月 18 日 (木)	午後 2 時	区役所 地下会議室	

※開催日は、原則として毎月 18 日になります。

(18 日が土曜日の場合は金曜日、日曜日の場合は月曜日、祝日の場合は翌日に開催します)

## SNSをきっかけとした 副業や投資等の「もうけ話」に注意!

「動画を見るだけで報酬がもらえる」というSNS広告を見て、副業に登録した。「必ずもうかる」と投資を勧められ指定の個人口座に20万円を送金したが、報酬の出金ができない。

(相談者：60歳代 男性)

「いいね」を押すだけ」「スタンプを送るだけ」などと簡単な作業の副業サイトに登録後、「高額投資を勧められた」「追加で費用を請求された」という相談が増えています。

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は、うのみにしないようにしましょう。



### トラブル防止のポイント

- ✓ 副業の話が「投資」にすり替わったら要注意!
- ✓ お金の送金を求められたらまず疑う!
- ✓ SNSで知り合った相手に安易に個人情報を伝えない!



2027年

保土ヶ谷区制

100周年



保土ヶ谷区マスコット  
ほどびー

「いつまでも住み続けたいまちほどがや」を未来へ

# 保土ヶ谷区制 100周年通信

2026/3  
Vol.9



この通信では、100周年に関する取組を皆さまにお知らせしています。

## こども未来プロジェクト

WE♡HDGY Tシャツ

中学生が中心となり、100周年を盛り上げる企画を検討しています。これまで、地域を紹介する音声アナウンスを作り相鉄線の各駅で放送したほか、区民まつりで「ほどぴー缶バッジ作り」を行うなど、様々な取組を実施。今後もお楽しみに！



プロジェクトメンバー

これまでの活動、  
詳細はこちら▶



## 今年のフォトコンは！



権太坂から見下ろして

区内の魅力を再発見する取組として実施している、Instagramを活用したフォトコンテスト。1,220点の応募作品から選ばれた最優秀作品はこちら！



詳細、  
その他作品はこちら ▲



ほどぴーには  
もう会えた？

4月から  
配信開始

## メルマガ はじめました。

100周年に向けた取組を定期的に配信します。  
登録してね♪

登録はこちら▶



お問合せ

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ヶ谷区地域振興課） 334-6308



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

保土ヶ谷区は2027年に区制100周年を迎えます

## 保土ケ谷区民会議ニュース

やまびこ



編集 保土ケ谷区民会議 広報委員会  
 発行 第26期 保土ケ谷区民会議  
 事務局 〒240-0001  
 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9  
 保土ケ谷区 区政推進課広報相談係内  
 TEL 334-6221 FAX 333-7945  
 令和8年3月15日発行

## 第26期前半1年を終え、後半の1年が始まります

柔らかな日差しに春を感じるこの季節、区民の皆さまには、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より保土ケ谷区民会議へのご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年(第25期)には、おかげさまをもちまして保土ケ谷区民会議創立50周年を迎え、その節には大変お世話になりました。令和7年4月に、次なる60周年への第1歩となる第26期をスタートさせ、この3月に前半1年の活動を終えます。

前半1年、「地域のつどい」・「区民のつどい」の開催、「5つの分科会活動」(環境・教育・交通・災害・福祉)、「フードドライブ・廃食油回収」、「提言要望書の提出と回答受理」等区民会議の基本活動を活発に展開することができました。これもひとえに、皆さま方のご協力の賜と感謝いたします。

4月から始まる後半の1年は、従来の活動に加え令和9年に控えます保土ケ谷区制100周年事業への取り組みも開始したいと考えています。既成事業としては、6月には地区連合町内会との共催で、地域の課題について地域住民が相互に話し合う「地域のつどい」の開催。11月には、区民会議の活動をご報告する「区民のつどい」開催がございます。ぜひ大勢の区民の皆さまにご参加いただければ幸いです。

時に何となく心落ち着かず不安になったとき、心の中で「大丈夫！」とつぶやきます。「大丈夫」には全て「人」の字が入っています。「人」と「人」とのつながりを信じ、「大丈夫！」と心に念じ、これからも「区民の視点」で「区民のための活動」の更なる深化を目指して、誰もが「暮らしていける・暮らしたい」まちづくりを推進していく所存です。行政と区民の皆さまとのパイプ役として、「安全・安心なまち保土ケ谷」の実現へ向け、偏ることなく多彩な角度から提案をしていきたいと考えます。

第26期後半1年も、区民会議への区民の皆さまのご理解・ご協力 よろしくお願い申し上げます。

保土ケ谷区民会議代表委員 小林 由美子

## 提言・要望の回答書をいただきました。

令和7年10月30日(木)保土ケ谷区役所区長室において、令和7年度「地域のつどい」で区民の皆さまより寄せられた、提言・要望に対する回答書が神部保土ケ谷区長より、区民会議小林代表に手渡されました。

「地域のつどい」で出されたご意見、提言、要望は、区民会議で精査し、まとめて、令和7年8月26日(火)に検討依頼事項として、区に提出いたしました。それに対し行政では、それぞれの担当部署による、約2か月におよぶ、調査、検討が行われ、その結果がこの回答書です。

回答書は、区内すべての自治会・町内会に送付いたしました。



## 「区民のつどい」を開催しました。

令和7年度「区民のつどい」を11月8日(土)午後1時より保土ケ谷公会堂で開催しました。担当副代表による全体の活動報告と「地域のつどい」の提言・要望に対する行政から頂いた回答の報告に続き、『環境』『教育』『交通』『災害』『福祉』の五つの分科会から趣向を凝らした活動報告がありました。活動報告の後は恒例となった「ブルーライトヨコハマ体操」でリラックスしたところでお待ちかねのコンサートに移りました。今回は、毎年出演されている「区の歌合唱団」に加え、保土ケ谷コミュニティオーケストラから、この日の為に結成された「カルモモ弦楽団」の弦楽四重奏による素敵な演奏を聴かせていただきました。

## 令和7年度「地域のつどい」提言・要望の回答（抜粋）

**<要望>** 公園の禁煙マークについて

今年の4月から区内の公園が全面禁煙になりました。禁煙シールが公園内の照明ポールなどに貼られていますが、マークが小さくて判りづらいのもっと大きく目立つものに替えてほしいです。



**<回答>** 公園内禁煙を周知するため、フェンス等に掲示できる目立つような大きさの看板や、ベンチの背もたれに巻き付けるステッカーなどを状況に応じて設置していきます。特に喫煙が多く見られる公園においては、看板の追加掲示やステッカーを増やすなどの周知の強化を行っています。今後も引き続き、公園が禁煙となったことについて、周知・啓発に努めていきます。

（みどり環境局 公園緑地管理課）

**<要望>** 公園のごみ箱について

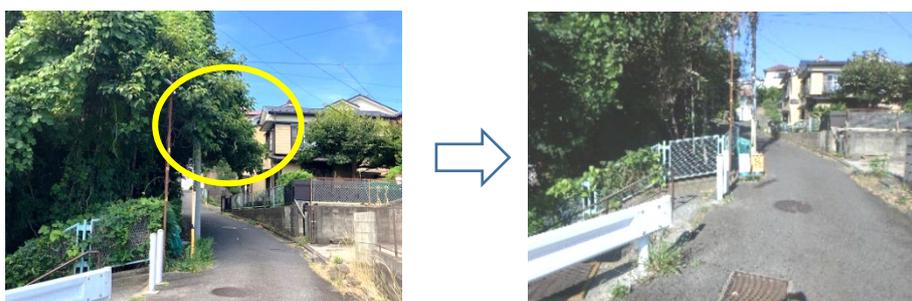
公園からゴミ箱が撤去されて数十年経ちますが、公園を使用する際、ゴミ箱がない事は非常に不便でありポイ捨ての原因ともなります。公園にゴミ箱設置を望みます。

**<回答>** 横浜市では、公園内の美化の推進やごみの減量化を目的として、平成15年9月1日以降、「公園でのごみは持ち帰る」ことをお願いしており、身近な公園へのごみ箱の設置は行っておりません。これは、アンケート調査などの結果から、過半数の方が「撤去を望む」と回答されたことを受けての方針となっております。適切な公園利用と美化のため、ごみは持ち帰るよう、HPや掲出物等で啓発していきます。今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

（保土ヶ谷土木事務所）

**<要望>** 生活道路上の樹木について

東川島町43-8付近の樹木が生活道路にかぶさり宅配便など通りにくくなっています。また、階段付近の鋼管ポールの防犯灯の光がさえぎられ、夜、心配です。剪定をお願いします。



道路上の樹木

伐採後

**<回答>** 当該箇所の樹木について、9月に剪定を完了しました。（保土ヶ谷土木事務所）

### ＜要望＞ 一人住まいのお年寄りの支援について

一人住まいの高齢者支援対策として、よろず相談所等の開設をはいかがでしょうか。一人住まいのお年寄りへのちょっとした支援として、役に立つ情報などを紹介していただけるネットワークがあると良いです。

＜回答＞ 区役所では、一人暮らしの高齢の方が安心して生活できるよう、介護に限らず様々なご相談を受け付けています。区内8か所にある「地域ケアプラザ」でも、健康や福祉についてのご相談が可能です。また、相談場所までの外出が難しい方には、地域の民生委員・児童委員がご自宅を訪問し、個別にお話をうかがうこともできます。状況に応じて区役所や地域ケアプラザと連携しながら、必要な支援につなげています。ご本人でなくても、ご近所の方からのご相談も受け付けていますので、どうぞお気軽に、区役所、地域ケアプラザ、民生委員・児童委員までご連絡ください。（保土ヶ谷区 福祉保健課、高齢・障害支援課）

### ＜要望＞ インクルーシブ公園の設置について

障がいの有無にかかわらずだれもが遊べる「インクルーシブ公園」（小柴公園）が金沢区に出来たとお聞きしました。保土ヶ谷区でもぜひ造っていただきたいです。障がい児が遊べる場所が無くて本当に困っています。例えばブランコなど遊具一つでもあれば地域で遊ぶことができます。



金沢区・小柴公園（横浜市HPより）

＜回答＞ 小柴自然公園では、金沢区内だけではなく広域から多くの市民の皆様にご利用いただける大規模な公園を新たに整備する機会を捉えて、横浜市で初めてのインクルーシブ遊具広場を整備しました。地域の身近な公園においても、公園の利用状況や地域のニーズの把握、ヒアリング等を踏まえ、遊具の改修や園路等のバリアフリー改修等の機会を捉え、障害の有無に関わらず、誰もが一緒に楽しみ、使いやすい公園づくりを進めていきます。（みどり環境局 戦略企画課、公園緑地維持課、保土ヶ谷土木事務所）

### ＜要望＞ ICT（Information and Communication Technology）の導入について

今、自治会では住民の高齢化や、会員数の減少などにより、役員、班長の担い手が不足して運営に支障が出ています。保土ヶ谷区内においてICTの導入によりこれらの問題を解決した地域があれば、その具体例をお聞きしたいです。また行政で「自治会におけるICTの活用法」などの講習会を開いていただけないでしょうか。

＜回答＞ 区では、自治会町内会の情報発信に係るデジタルツールの活用支援として、連合町内会単位で出張デジタル講座や自治会町内会向けにデジタルツール導入補助金の交付を行っています。また、既に活用されている好事例は、出張デジタル講座や「地域力通信」で区内自治会町内会に紹介するとともに、区のホームページにも掲載しています。引き続き、地域の実情に寄り添いながら、自治会町内会におけるデジタルツールの活用支援を進めてまいります。

（保土ヶ谷区 区政推進課企画調整係、地域振興課地域力推進担当）

※紙面の都合により回答の一部を抜粋して掲載させて頂きましたが、保土ヶ谷区民会議のホームページには全件掲載されていますので、右記二次元コードよりご覧ください。



## 第26期5分科会の前半活動報告と後半活動計画

**【環境分科会】** 第 26 期前半の環境分科会は 19 名でスタートし、引き続き「未来へつなごう 水・緑・資源」をテーマとして、「自然環境・ゴミ問題・エコ問題」のサブテーマで活動を続けています。エコ問題の活動として、「花フェスタ」「区民まつり」「区民のつどい」、6 月・9 月・1 月の区役所前の朝市にて「廃食油回収」を実施しました。11 月の「区民のつどい」では、ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画や、「YOKOHAMA GO GREEN 10Action」などについて発表しました。12 月には、自然環境の活動として、東神奈川の「神奈川水再生センター」を見学し、下水処理の仕組みを学びました。後半は、自然環境の活動として「ほたる観察」、ゴミ問題の活動として、鶴見の「プラスチック資源ごみリサイクル工場」見学、エコ問題の活動として「廃食油回収」などを計画しています。

**【教育分科会】** 第 26 期前半も第 23 期からのテーマを継続し、下記の 3 本を柱として活動しました。

- ① 「あいさつ運動の推進」：第 25 期に配布したポスター掲示の更新を行い、新たな掲示場所も開拓しました。後半は、区のマスコット「ほどぴー」を活用した啓発活動も考えています。
- ② 「教育現場の実情を知る」：横浜市立峯小学校を訪問し、学校と地域との関わり方や教育現場について情報を提供していただき、地域の方々のサポートの必要性を実感しました。後半は、もう 1 箇所、教育現場訪問を予定しています。
- ③ 「地域の子育ての実情を知る」：冊子「子どものためのボランティア実践編」を作成中です。子どもたちの放課後の居場所でのボランティア活動に着目し、各委員が分担してボランティア活動の実情について情報収集しました。後半は、冊子の完成と配布を実施予定です。
- ④ 令和 9 年へ向け、保土ケ谷区制 100 周年記念事業への取り組みを開始します。

**【交通分科会】** 第 26 期前半は、「安全な道路交通をめざして」のテーマに則り前期より自転車に関わる安全走行を重点に、子ども達、保護者、高齢者の方々に、如何に周知して頂けるかと議論を重ねています。三作目になります好評な紙芝居動画「.....」題名未定ですが作成準備に入っています。乞うご期待。横浜市の行っている「三世代交通安全教室」には期をまたいでお手伝いかたがた、参加、勉強しています。スケアードストレイトは参加者から好評も多く、皆さんも一度は参加して頂きたいです。作成動画を YouTube に上げていますが、閲覧数が伸びないので、良き方法を模索しています。4 月 1 日より自転車の規制が厳しくなります。又、法規も今まで以上に難解な物が多くなりました。区民の皆さまに法令等が易しくわかるチラシを作り配布することを目指しています。

**【災害分科会】** 区民の皆さまへの防災・減災に関する情報提供と委員自らの防災知識を高めていくことが活動の目的です。「防災・減災の原点は、自助・共助の実践から」をテーマに、前半は災害時の水の確保を切り口とした体験学習を実施しました。横浜市水道局による講義と緊急給水栓取り扱の実技では、水の備えについての重要性を学びました。昨年の 11 月に開催した「区民のつどい」では、発表を通じて災害時の給水について分かり易くお伝えすることができました。また、遊びながら学べる「防災ゲーム」の作成に向けての検討も進めているところです。後半の活動につきましては、「DIG・HUG の出前講習会」の継続実施と検討中の「防災ゲーム」の作成ならびに防災に関連する勉強会で得た知識を皆さまのお役に立てる情報として発信していきたいと考えております。

**【福祉分科会】** 第 26 期は高齢者の介護全般について、学び、考え、発信をしていくことにしました。前半の活動として、①介護全般についての学習会②介護施設の見学会③「区民のつどい」での発表をおこないました。学習会として星川地域ケアプラザの担当者から①要介護認定について②介護サービスの受け方などを学び、区役所福祉保健課の担当者から要介護にならないための「栄養」「運動」「外出」など貴重なお話を伺いました。そして「区民のつどい」で「介護ストーリーは突然に」をテーマに寸劇形式で発表させて頂きました。ご来場者の皆様のアンケートでは「寸劇が素晴らしかった」「一般の人にも聞かせてあげたい」「資料として配布してほしい」などのお声を頂きましたので、後半の活動としてさらに深掘りし繋げていきたいと思います。

# ほどがや Vol.2 防災だより

今年度も、  
地域防災へのご協力、  
ありがとうございました！



保土ヶ谷区マスコット  
ほどびー

## 子どもと一緒に地域みんなで防災！訓練レポート

令和7年度も各地域防災拠点において、開設・運営訓練を実施していただき、ありがとうございました。今回は、子どもが多く参加した拠点の訓練をご紹介します。今後の訓練のご参考になれば幸いです。来年度もよろしくお願いいたします。

10/4(土)  
8~12時

### 境木小学校地域防災拠点 新しいスタイル「地域防災フェスタ」

親子で拠点訓練に参加してもらいたいという思いから、「地域防災フェスタ」として、**楽しみながら取り組める訓練**を実施しました。**スタンプラリー形式**で各ブースを回り、救命・放水訓練の体験や資機材に触れる活動を通して、災害時の対応について学びました。炊き出し訓練としてカレーやポップコーンの配布も行い、児童の参加者は前年度から大幅に増え約80人となりました。



スタンプラリー



炊き出し訓練

11/8(土)  
9~12時

### 星川小学校地域防災拠点 全校児童が拠点訓練に参加！

学校の全面協力のもと、全校児童（約350人）が訓練に参加し、学年ごとにブースを巡って訓練を体験しました。星川小拠点では、**パスタで炊き出し訓練**を行っており、前日から麺を水につけておくことで、約1分間で調理できる工夫を取り入れています。この日のメニューは、ミートソースパスタです🍝。学校行事として実施することで、若い世代への防災意識の向上につなげています。



特設公衆電話



パスタづくり



放水訓練、起震車体験など

共同制作

# 防災啓発ショート動画

BOSAIラボ（横浜国立大学）

×

保土ヶ谷区役所・消防署



BOSAIラボ  
(右) 代表 渡邊さん  
(左) 往田さん

災害時のトイレって  
どうするの？

どんな備蓄方法が  
いいのかな？



BOSAIラボ 笠置さん

今すぐ  
見る



Instagram



HP

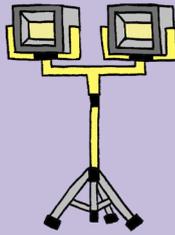
# 宮田中学校拠点 夜間訓練

実施日時 1/17(土) 17~19時

宮田中で初の夜間訓練を行い、投光器やランタンを点灯させました。



投光器



実際の暗さを確認したことで、トイレ周辺など、明るさが不足する場所がわかりました。

夜だからこそ  
見える課題がある！



ランタン

## 保土ヶ谷区とほどがやキャラバン(キッチンカー商店会)は、 「災害時のキッチンカーによる炊き出しに関する協定」

を締結しました!(2/26(木))

### 避難所でも、温かい食事を。

地元団体との協定締結により、安心かつ迅速に地域防災拠点等で温かい食事を提供できるようになります！

来年度以降、**拠点訓練への参加**も予定しているため、是非ご検討ください！



HP



(右) ほどがやキャラバン 山内会長  
(左) 神部区長



協力店舗の目印



2/28(土) 防災講演会にてキッチンカー出店

# 令和8年度横浜市交通安全運動実施計画

## 1 趣旨

令和7年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数 7,240 件(前年比-23 件)、負傷者数 8,140 人(前年比-181 人)で、ともに減少しましたが、交通事故死者数は 42 人(前年比+2)と増加し、依然として多くの尊い命が失われています。

令和8年も引き続き、関係機関・団体の皆様とともに、市民の交通安全意識の向上を目指した運動を効果的に推進してまいります。

## 2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

## 3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- こども及び高齢者の交通事故防止
- 歩行者及び自転車の交通事故防止
- 二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



横浜市交通安全キャラクター  
ルール まもる

## 4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用
- 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の徹底及び自転車利用者の家族等が、自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用を促すことの周知徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイクなどの小型モビリティに対する法令遵守の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者(特に視覚障がい者)の交通事故防止

## 5 年間運動

(1) 各季の運動 (※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。)

名称	実施期間	備考
春の全国交通安全運動	4月6日~15日	別に実施要綱を定めます。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日	
夏の交通事故防止運動	7月11日~20日	
秋の全国交通安全運動	9月21日~30日	
交通事故死ゼロを目指す日	9月30日	
年末の交通事故防止運動	12月11日~20日	

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名称	実施期間	備考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間	5月1日～31日	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間	6月1日～30日	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン	10月1日～31日	

(3) 年間を通じて実施する取組(各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

ア こどもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした交通安全教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスケアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 飲酒運転根絶に向けた啓発の推進
- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(X等)、動画等を活用した啓発

# 交通ルールを守って 交通事故ゼロへ!

通学路・生活道路における  
こどもを始めとする  
歩行者の安全確保

「ながらスマホ」の根絶や  
歩行者優先等の  
安全運転意識の向上

自転車・  
特定小型原動機付自転車の  
交通ルールの理解・遵守の徹底



令和8年4月6日(月)～4月15日(水)まで  
**春の全国交通安全運動**

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



チャイルドシート着用推進シンボルマーク  
「カチャビョン」

内閣府交通安全  
オフィシャルサイト

